

質問回答

NO.	質問	回答
1	対面、オンラインともに請負業者が講義実施日に立ち会い等、行う必要はありませんでしょうか。	場合により立ち会いが必要となることがございますため、対面、オンラインともに登壇する有識者及び環境省担当官と協議の上でお立ち会い等については御決定ください。